

議案第78号

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年11月30日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、国の放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正により放課後児童支援員の資格要件が変更されたことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。